

## 鳥取市港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市補助金等交付規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、漁港や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業を支援し、国内外からの多様なニーズに応えることにより、新たな地域のにぎわいを創出することで市内漁港・漁村の交流人口の増加や漁業所得と雇用を生み出し、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 市は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、当該補助対象事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率を乗じて得た額（1円未満の端数がある場合は、これを切り上げるものとする。）と上限額のいずれか低い額を、予算の範囲内で交付する。

2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、原則として事業開始予定の25日前までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条第1項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

### (承認を要しない変更)

第5条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の3割を超える減額
- (2) 本補助金の増額
- (3) 補助対象事業間の経費の流用

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第10条第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は同条第2号に規定する

補助事業以外すべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は本補助金の交付に係る事業の完了予定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、様式第3号により速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産の処分の承認)

第8条 補助事業者は、補助対象事業により取得した規則第16条に規定する財産について、財産の処分をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)とする。
- 3 規則第16条第5号の市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるものは、次に掲げるものとする。
  - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
  - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月27日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

別表（第3条関係）

1		2	3	4
補助対象事業（※1）		補助対象者	補助対象経費	補助率 補助対象事業費 上限額
ソフト事業	（1）海業調査、先進地視察、専門家を招聘する勉強会	漁協、漁業者グループ、漁協女性部（※4）、一般事業者、任意団体	○調査費、視察経費、勉強会開催経費（委託料（※5）、特別旅費、謝金（※6）、旅費、会場借り上げ費（※7）、賃借料）	2/3  ※上限額 5,000千円/年 (3回まで)
	（2）海業コンテンツ（※2）の創出、試行、ブラッシュアップ		○創出、試行、ブラッシュアップ経費（委託料、特別旅費、謝金、備品購入費（※8）、需用費（※9）、賃借料） ただし、第三者への食の提供は全事業費の20%までとする。	
	（3）人材育成、民間企業との連携・情報発信		○海業を実施する地域人材の育成、民間ノウハウの活用、チラシ、パンフレット、HP作成等、海業コンテンツの情報発信に必要な経費（研修費（※10）、委託料、特別旅費、謝金、賃借料）	
	（4）海業支援施設（※3）整備		○地域の水産業の紹介、展示施設、地魚料理教室のための調理室、水産加工所、飲食提供（レストラン、カフェ等）、BBQ、キャンプ等の設備、施設の新規整備又は改修（※11） ○朝市、直売、イベント等の海業を実施する漁港及び漁村の施設又はその附帯施設のストレスフリーな環境整備（トイレ改修、休憩所等の整備）（施設整備費、改修費（※12）（駐車場整備のための上屋の撤去費は除く））	
ハード事業				

- ※1 国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業を除く
- ※2 海業コンテンツ：①体験（各種漁業、市場セリ見学、地魚料理教室、ウニ駆除、オーナー制ワカメ狩り等）、②レジャー（釣り堀、ダイビング、キャンプ、BBQ、宿泊等）、③販売（漁港朝市、直売、レストラン等）、④観光商品、イベント（①～③を組み合わせたツアー、イベント）といった海業の具体的な要素（メニュー）のこと。いずれも地域が一体となって訪問者の増加を図るために行われる取組であること。
- ※3 海業支援施設：地域の水産業の紹介・展示施設、地魚料理教室のための調理室、加工作業所、水産物直売所、飲食提供（レストラン、カフェ等）、BBQ、キャンプ等の設備、施設。朝市、直売、イベント等を実施する漁協又はその附帯施設のストレスフリーな環境の整備（トイレ改修、休憩所等の整備）で浜の活力再生プランに記載されている事業に限る。
- ※4 漁協、漁業者グループ及び漁協女性部が事業実施する場合は、浜の活力再生プランに記載されている事業に限る。
- ※5 委託料：月々の光熱費や通信費等ランニングコストは対象外とする。
- ※6 特別旅費、謝金：外部専門家の招聘に要する経費に限る。
- ※7 会場借り上げ費：勉強会の開催に必要な経費に限る。
- ※8 備品購入費：汎用性があり、事業の目的外使用になり得るものは対象外とする。
- ※9 需用費：消耗品費、印刷製本費に限る。
- ※10 研修費：研修参加費、旅費に限る。
- ※11 改修：当該地域の古民家や廃校・廃屋等を改修し、地域水産物普及施設（※13）として利用する場合に限り、古民家等改修施設及びこれらに附属する設備を補助の対象とする。
- ※12 施設整備費、改修費：土地取得経費は対象外とする。
- ※13 地域水産物普及施設：地域水産物の加工品や郷土料理の展示及び販売提供等を行い、当該施設の全取扱量のうち概ね2分の1以上が地域水産物であることとする。



(2) 行程（工程）表

(事業区分番号) 実施項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3

※実施（予定）月に○を付す。実施項目数に合わせて行を増やすこと。

(3) 事業内容

実施内容	(1) 海業調査、先進地視察、専門家を招聘する勉強会	
	(2) 海業コンテンツの創出、試行、ブラッシュアップ	
	(3) 人材育成、民間企業との連携・情報発信	
	(4) 海業支援施設整備	

※実施予定の事業区分について実施内容を具体的に記述すること。

(4) 事業費の内訳

(単位：円)

事業区分	費目・事業費積算	内 訳			備 考
		県 費	市町村費	その他	
(1) 海業調査、先進地視察、専門家を招聘する勉強会					
(2) 海業コンテンツの創出、試行、ブラッシュアップ					
(3) 人材育成、民間企業との連携・情報発信					
(4) 海業支援施設整備					
合計					

※費目・事業費には、費目ごとに積算金額を記載し、費目数に応じて行を増やすこと。

3 期待される海業の効果（実績報告時は実績値）

【実施する海業：】

項目	計画時 令和○年度	1年目 令和○年度	2年目 令和○年度	3年目 令和○年度	4年目 令和○年度	5年目 令和○年度
集客数 (人)						
販売金額 (円)						

※実施する海業ごとに表を作成する。

4 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

5 県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由  
（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ分かっている場合に理由を記載）

6 他の補助金の活用の有無

（1）活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（2）活用補助金の概要

※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

補助金名：

事業内容：

問い合わせ先：

（3）その他

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載すること。

7 消費税の取扱い

（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※消費税の取り扱いについて当てはまるいずれかに○をすること。

8 添付資料

【交付申請時】

（1）グループ、団体の概要がわかる資料及び事業実施主体の組織構成が明らかになる書類（漁業者グループ、任意団体の場合）

（2）事業費の詳細がわかる資料。備品購入及び設備・施設整備の場合の見積書は、5万円から20万円未満は1者、20万円から50万円未満は2者、50万円以上は3者から徴取することを基本とする。ただし、規定の数の業者から徴取することが出来ない場合はこの限りではない。

（3）機械、設備等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、事業の目的を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが十分に比較・判断される資料。

(4) 施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分かる資料、建築等に関する関連法令等の手順がわかる資料。

**【実績報告時】**

(1) 取組内容が分かる資料（活動状況や施設、設備等の整備状況を示す写真）。

(2) 事業費の詳細がわかる資料（契約書、納品書、請求書、領収書等）。

(3) 漁港施設で海業を実施するにあたり、事前に漁港、港湾管理者と協議・調整したことが分かる資料（占有許可書、協議報告書等）

様式第2号（第4条、第7条関係）

〇〇年度鳥取市港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業収支予算（決算）書

(1) 収入の部

(単価：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村					
その他					
合 計					

(2) 支出の部

(単価：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
(1) 海業調査、 先進地視察、 専門家を招聘する勉強会					
(2) 海業コンテンツの創出、 試行、ブラッシュアップ					
(3) 人材育成、 民間企業との連携・情報発信					
(4) 海業支援 施設整備					
合 計					

区分は事業区分ごとに記入すること。

鳥取市長 様

所在地  
名称  
代表者名

〇〇年度鳥取市港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金仕入控除税額確定報告書

鳥取市港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取市港へGO！海業で浜のにぎわい創出事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付された補助金等の額の確定額  
（ 年 月 日付第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
- 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）  
金 円
- 5 添付資料
  - （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
  - （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
  - （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）

様式第3号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 事業実施主体名
- 2 事業実施主体住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区 分		課税仕入れ			共通対応分	非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分				
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

（2）課税売上割合 〇〇%

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法